

介護保険サービスの利用

問合せ 高齢介護課 ☎9157

- 1 要介護認定の申請**
介護保険サービスを利用するときは、市の窓口で要介護認定の申請をすることが必要です。申請は、本人や家族のほか地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設などによる代行も可能です。
申請に必要なもの
○介護保険被保険者証(ピンク色)
○健康保険被保険者証(40歳～64歳の特定疾病に該当する人)
- 2 認定調査の実施**
申請をすると、市の認定調査員が訪問し、心身の状態を本人や家族に聞き取り調査を行います。また、かかりつけの医師に病気や心身の状態に関する主治医意見書の作成を市から依頼します。
- 3 審査・判定**
保健・医療・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で、認定調査結果と主治医意見書をもとにどれくらい介護が必要か審査・判定を行います。
- 4 認定結果の通知**
介護保険の対象とならない「非該当」、予防的な対策が必要な「要支援1、2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けて認定され、その結果が記載された
- 5 サービス計画の作成**
認定結果通知書と介護保険被保険者証を送付します。
「要支援1、2」と認定された人は、介護予防サービス計画(予防プラン)の作成を地域包括支援センターに依頼します。
「要介護1～5」と認定された人は在宅サービスを利用する場合、介護サービス計画(ケアプラン)の作成を居宅介護支援事業所に依頼します。施設サービスを利用する場合は施設に直接申し込みを行います。
- 6 介護サービスの利用**
介護サービス計画に沿ってサービスを利用します。利用者は費用の1割または2割を負担します。利用料が高額になったときには払い戻される場合もあります。
- 7 更新申請**
認定には有効期間があります。有効期間満了日の60日前から更新申請をすることができます。

軽自動車税の税率変更

問合せ 課税課 ☎9114

税制改正に伴い、平成28年度からの軽自動車税の税率(年額)が変更されます。

車種区分	現行 (平成27年度まで)		改正後 (平成28年度から)	
	原動機付自転車	50cc以下 50cc超 90cc以下 90cc超 125cc以下	1,000円 1,200円 1,600円	2,000円 2,000円 2,400円
小型特殊自動車	農耕用 その他	1,600円 4,700円	2,400円 5,900円	
軽自動車	二輪 250cc以下	2,400円	3,600円	
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円	

原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車のうち二輪のものおよび二輪の小型自動車の税率(年額)が平成28年度から引き上げられます。



車種区分	平成27年度の税率(年額)		平成28年度からの税率(年額)			
	初度検査年月日		初度検査年月日			
	平成27年3月31日までの車両	平成27年4月1日の車両	平成27年3月31日まで、初度検査年月日から13年までの車両	平成27年4月1日以降の車両	初度検査年月日から13年を超える車両(重課税率)	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	3,000円	3,800円	4,500円
	四輪貨物自家用	4,000円	5,000円	4,000円	5,000円	6,000円
	四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪乗用自家用	7,200円	10,800円	7,200円	10,800円	12,900円

■三輪および四輪の軽自動車にグリーン化特例(軽課)が適用されます。
初度検査年月日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの三輪および四輪の軽自動車(排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいもので基準を満たす車両)は平成28年度分の軽自動車税に限り、軽課税率が適用されます。

軽自動車のうち三輪のものおよび四輪以上のもの(軽四輪車等)の税率(年額)が次のとおり引き上げられます。
(※)「初度検査年月」は、自動車検査証の上段の「初度検査年月」欄に記載されています。
平成28年度に重課税率が適用される車両は、初度検査年月が平成14年以前の車両です。

消防団サポート事業所の募集

問合せ 消防本部警防課 ☎9233



10月1日から消防団サポート事業が始まります。普段は本業の仕事を持ちながら「わがまちを災害から守る」という強い使命感で災害出動や各種訓練を行っている消防団員やその家族などに対し、地域でサポートを行うものです。消防団サポート事業所は、消防団員に優遇措置を設け、消防団員をさまざまな形で応援する事業所です。
この趣旨に賛同し、消防団員をサポートしていただける事業所を募集しています。
詳しくは、問い合わせください。受け付け・申し込みは、各消防署・分署でも行っています。

受動喫煙防止に取り組めます

問合せ 健康推進課 ☎1610



受動喫煙とは、たばこを吸わない人でも、他人のたばこの煙を吸ってしまうことです。市では、たばこの煙による健康への悪影響を防止し、快適で良好な施設環境づくりのために、「市有施設の受動喫煙防止対策に関する指針」を作成しました。
皆さんの健康と施設を快適に利用するための取り組みとして、ご理解ご協力をお願いします。

①敷地内全面禁煙を目指します。	市役所、診療所、公園、市民センターなど ※公立保育園、小中学校はすでに全面禁煙
建物を含む敷地に常に禁煙とし、喫煙場所を設置しません。	
②建物内全面禁煙を目指します。	スポーツセンター、文化ホール、図書館、水族館など
建物内を常に禁煙とし、建物外での喫煙は出入口付近を避けます。	
③建物内分煙を目指します	みやじま杜の宿、アルカディアビレッジなど
共有スペースは喫煙しません	

小・中学校の通学区域弾力化

問合せ 教育指導課 ☎9202

小・中学校にはそれぞれ通学区域が設定され、市教育委員会が保護者の住所から児童生徒の就学する学校を指定しています。通学区域の弾力化制度は、通学区域制を維持していきながら、多様化する保護者の希望にも応えていこうとするものです。
中学校、吉和小学校、宮島小学校は市内全ての学校から、その他の小学校は住所地の指定学校に隣接する学校から選択することができ

募集対象
平成28年度の新1年生のみ。ただし通学区域内の児童・生徒が確実に就学できるようにするため、学校設備などを考慮して、募集を行わない学校もあります。
受入枠 各学校5人(表のとおり)
注意事項
学校の選択は、学校の特色、登下校の安全、地域との関わりなども十分踏まえ、次のことに注意し慎重に決定してください。
1 住所地を通学区域とする学校を希望する場合は申請不要、2 転入・転居時は選択不可、3 応募多数の場合抽選、4 10月中旬から11月中旬までに各学校の様子を見るための機会を設定しています。
※詳しくは問い合わせください
申請書記布 10月1日(木)～市役所4階教育委員会・各学校・各市民センター
受付期間 10月1日(木)～11月27日(金)
受付場所 市役所4階教育指導課へ直接

- 募集を行う学校
- 廿日市小学校
 - 原小学校
 - 宮内小学校
 - 地御前小学校
 - 佐方小学校
 - 阿品台東小学校
 - 阿品山西小学校
 - 金剛寺小学校
 - 宮園小学校
 - 四季が丘小学校
 - 友和小学校
 - 津田小学校
 - 吉和小学校
 - 大野東小学校
 - 宮島小学校
 - 廿日市中学校
 - 四季が丘中学校
 - 佐伯中学校
 - 吉和中学校
 - 大野中学校
 - 宮島中学校